

2020年6月15日

Information News 第119号

いつも大変お世話になっております。ハウス食品分析テクノサービスでございます。

2020年6月8日～2020年6月12日の期間に発表された、食品に関連する話題を各省庁Webサイトより抜粋し、お届け致します。

★★分析テクノサービスからのお知らせ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★
2020年6月1日に、改正食品衛生法の一部が施行されました。改正ポイントは主に7点あり、今回施行されたのは以下の4点です。

- ・特定成分等を含む食品の健康被害情報の届出の義務化
- ・HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化
- ・食品用器具・容器包装にポジティブリスト制度を導入
- ・輸出入食品の安全証明の充実

HACCP制度化は2021年6月に完全施行、ポジティブリスト化は5年間の経過措置期間が設けられています。

改正食品衛生法の概略は、以下の資料をご参照ください。

- ・厚生労働省「食品衛生法の改正について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/000472251.pdf>
- ・東京都「食品衛生法が改正されました！」
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/law/files/shokueikaisei_leaflet.pdf
- ・厚生労働省「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ & A」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000635886.pdf>

★★

<厚生労働省>

- ・薬生食監発0612第1号「飲食店における持ち帰り・宅配食品の衛生管理等について（その2）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000639489.pdf>

⇒持ち帰りや宅配の弁当等を原因とする食中毒事件の発生している状況を受けて、新たに持ち帰り（テイクアウト）や宅配（出前、デリバリー）等のサービスを開始する飲食店業者向けの注意喚起のリーフレットが作成されました。

- ・薬生食輸発0609第1号「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」（韓国産生鮮パプリカの検査命令免除対象輸出者の変更）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000638164.pdf>

- ・薬生食輸発0611第1号「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」（ベトナム産きだちとうがらしのヘキサコナゾール）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000639070.pdf>

⇒ベトナム産きだちとうがらしより農薬ヘキサコナゾールが検出され、検査命令が出ています。

- ・薬生食監発0608第1号「乳及び乳製品の衛生証明書の取扱いについて（一部改正）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000637922.pdf>

- ・薬生食輸発0609第2号「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（ナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシン及び米国産とうもろこし（爆裂種、甘味種を除き、遺伝子組換え（不分別を含む。）を除く。）のデルタメトリン及びトラロメトリ

